

函館市自治基本条例に対する提言書

平成19年6月19日

函館市自治基本条例懇話会

目 次

はじめに	1
1 函館市における自治基本条例の必要性とあり方について	2
2 市民参加のあり方について	3
3 検討の進め方について	3
4 周知のあり方について	4
おわりに	5
函館市自治基本条例懇話会の開催状況	5
函館市自治基本条例懇話会委員（50音順）	5

はじめに

今日の地方自治体においては、地方分権という大きな流れのなかで、「地域のことは地域で考えて地域で決める」という自己決定・自己責任に基づく自治体運営が求められています。

こうした地方分権の進展に対応するため、市民が真に地域を創る主体となるしくみを構築することが必要となっており、これまでの行政主導の行政運営から、市民参加、市民協働によるまちづくりへの転換と自立した自治体運営のためのルールづくりが喫緊の課題となっています。

このような時代背景を踏まえ、函館市自治基本条例懇話会では、4名の委員により、平成18年5月から計4回にわたり、函館市における自治基本条例の必要性やそのあり方、さらには、今後の検討に向けた市民参加の方法等について、協議を行ってまいりました。

この提言書については、これらの協議をもとに、これからの市政運営の基本となる「自治基本条例」のあり方や条例の策定過程について述べています。

この提言を踏まえ、市民と行政が十分に議論のキャッチボールをしながら、自治基本条例の策定に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

1 函館市における自治基本条例の必要性とあり方について



地方分権時代のなかで、函館市においても、自治体運営のルールとしての基本原則や理念を明確にするとともに、まちづくりを進める過程での市民の権利・義務、行政と議会の役割・責務、さらには、市民と行政の関係について、条例により明文化し、行政運営の透明性を確保することが必要であると考え、次のとおり提言します。

- 函館市の行政運営の原点となる「自治基本条例」の制定が必要である。
- 策定にあたっては、市民にとってわかりやすい内容とする。
- 条例については、特定の分野を除外することなく、議会などの規定についても広く網羅している「総合規定型」の自治基本条例の策定に向け、検討を進めていくこととする。
- また、自治基本条例の性質として、規定する内容はある程度普遍的、一般的なものとなるが、函館市として独自の課題等がある場合には、それに対応する規定のあり方についても検討することとする。
- さらに、時代の変化や住民ニーズに弾力的に対応できるように、随時、見直しを図ることができるものとする。

2 市民参加のあり方について



自治基本条例の策定にあたっては、市民との協働が不可欠であると考え、次のとおり提言します。

- 自治基本条例は、まちづくりや自治に関する市民と行政のルールを取り決めるものであることから、策定にあたっては、できるだけ多くの市民が参加した中で検討することが望ましい。このことから、市民等で構成する「(仮称)函館市自治基本条例策定検討委員会」を設置し検討を進めていくこととする。
- 市民参加にあたっては、策定検討委員会の公開のほか、パブリックコメントの実施や住民説明会、ワークショップ、フォーラムの開催など、市民の声を反映させるような機会を十分に確保しながら、取り組むこととする。

3 検討の進め方について



自治基本条例の検討にあたっては、策定検討委員会において、具体的な項目およびその内容について協議することとし、その進め方について、次のとおり提言します。

- 策定検討委員の人数は、10名から15名程度とし、数名の一般公募委員を含めるものとする。
- 策定検討委員会の円滑な運営を図るため、公募委員の選定にあたっては、意欲ある人材の確保に努めることとする。
- 検討期間は概ね2年間とする。

- 建設的な議論を展開させるため、策定検討委員会においては、委員が主体的に会議を運営していくことを基本とする。
- 市は策定検討委員会から情報提供等の要請があったときは、できるだけ速やかに対応することとする。
- 策定検討委員会と市は、意見や情報交換を十分に行いながら、協力して取り組んでいくこととし、市は、策定検討委員会で協議された内容を参考に、条例を策定することとする。

4 周知のあり方について



自治基本条例の検討の過程にあつては、市民への情報提供が極めて重要でありますことから、次のとおり提言します。

- 市民周知については、議事録等の公開、パブリックコメントの実施、住民説明会、ワークショップ、フォーラムの開催のほか、効果的な周知方法の工夫を図ることとする。
- 職員周知については、市が中心となり、効率的な周知方法の工夫を図ることとする。
- 策定検討委員においては、個人でできる範囲で、草の根的なPRについても努めることとする。

おわりに

今後、策定検討委員会において、真摯な議論が積み重ねられ、函館市のまちづくりに寄与する高質な自治基本条例ができることを期待します。

函館市自治基本条例懇話会 委員一同

函館市自治基本条例懇話会の開催状況

第1回 平成18年 5月16日

第2回 平成18年11月21日

第3回 平成19年 3月28日

第4回 平成19年 6月 5日

函館市自治基本条例懇話会委員（50音順）

○会長

（敬称略 五十音順）

氏 名	所 属
大 江 洋	北海道教育大学函館校教授
野 末 勝 宏	弁護士
丸 藤 競	NPOサポートはこだて事務局長
○ 横 山 純 一	北海学園大学教授